

施設の運営についての重要事項
に関する規程（兼運営規程）

平成 28 年 10 月
社会福祉法人 飛騨古川
飛騨市立さくら保育園

飛騨市立さくら保育園運営規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本園は、児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 本園は、飛騨市立さくら保育園と称する。

(所在地)

第3条 本園を飛騨市古川町杉崎553番地1に置く。

第2章 職員及び職務

(職員の区分及び定数)

第4条 園に次の職員を置く。職員は、職員配置基準を下回らない人数とする。

- (1) 園長 (2) 保育士(主任を含む) (3) 調理員
(4) 嘱託医 (5) 嘱託歯科医

2 前項に定めるもののほか必要に応じその他の職員を置くことができる。

(職員の資格)

第5条 職員は、理事長が任命する。ただし、保育士については、保育士資格者であることを要する。

(職務)

第6条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 園長は園の業務を統括し、渉外・保育業務の管理、人事及び事務管理に従事する。
(2) 主任保育士は園長を補佐し、保育内容について保育士を統括する。
(3) 保育士は保育に従事し、その計画の立案・実施・記録及び家庭連絡等の業務を行う。
(4) 調理員は給食業務に従事する。
(5) 嘱託医は心身の健康管理業務を行う。
(6) 嘱託歯科医は歯の健康管理業務を行う。

(職務の心得)

第7条 職員は、規則及び規程を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

第3章 文 書

(文書の取扱)

第8条 文書は、正確、迅速、丁寧に取り扱い事務が円滑適正に行われるように処理しなければならない。

(文書の管理)

第9条 文書は常に整理し、点検され、正しく保管され、重要なものは非常災害に際し持ち

出しのできるよう常に整備し、紛失、火災、盗難等に対する予防措置をとらなければならない。

第4章 定員

(定員)

第10条 本園の定員は200名とする。

第5章 入園及び退園

(入園)

第11条 保育に欠ける乳児または幼児のうち、本園に入園を希望する者の保護者は、飛騨市指定の保育所入所申込書に必要事項を記載し、飛騨市長に申し込むものとする。

2 本園に入園を希望するものが多数となり、定員を超える場合は、飛騨市が入所希望者全員にわたり、その選考を行い入所者を決定するものとする。

3 定員に余裕のある場合には、私的契約児を入園させることができる。

(退園)

第12条 在園中の児童が、以下のいずれかに該当する場合は、保育の実施を解除し保護者より退園届を提出させ退園させることができる。

(1) 私的契約児で理由なく保育料を1ヵ月以上滞納したとき

(2) 保育園の運営上なされる、園長の指示に再三にわたり従わない時

第6章 児童の処遇

(平等の原則)

第13条 本園は、入所児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって差別的取扱いをしない。

(費用)

第14条 保育料は飛騨市長の定めた額とする。

2 私的契約児にかかる保育料は、市民税額及び所得税額に関係なく、飛騨市の保育料の各年齢区分に掲げる金額の最高額とする。

(開所時間)

第15条 保育園の平常の開園時間は、午前7時00分から午後7時00分までの12時間とし、必要とする保育時間は各家庭の事情に応じて決定する。

(延長保育)

第16条 保育園は午後4時30分から午後7時00分までの2.5時間を特別保育事業として、延長保育を行い、平常の保育時間を超えて保育を希望する保護者の中より選考を行い保育を実施する。

(一時保育)

第17条 保育園は保護者が、病気や出産、家族の看護等などで、緊急に保護が必要とされる子どもに対して、飛騨市の同一事業に準じて一時的に保育を実施する。

2 一時保育の実施内容は、飛騨市一時的保育事業実施要綱に準じて決定する。

(登降園)

第18条 登降園については原則として保護者が付き添うものとする。

(保育内容)

第19条 保育内容及び給食並びに健康管理については、入所児の年齢、発達に応じてこれを分け指導計画を立てるものとする。

(虐待等の禁止)

第20条 本園は、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- (3) その他、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

2 職員は、入所児に対し以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る、体罰等直接入所児の身体に侵害を与える行為
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為
- (5) 食事を与えない又は無理に食べさせること
- (6) 入所児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと
- (7) 乱暴な言葉かけ（呼び捨て、怒鳴る等）や入所児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること
- (8) 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること
- (9) 性的な嫌がらせをすること
- (10) 当該入所児を無視すること

(児童虐待防止法遵守)

第21条 職員は、入所児の虐待が疑われる場合には、入所児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、市に通報するものとする。

(感染症対策)

第22条 保育園において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、随時見直すこと
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための会議を開催すること
- (3) その他関係通知の遵守、徹底をはかること

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第23条 保育園は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生防止の指針を定め、事故を防止するための体制を整備する。

2 入所児に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市、入所児の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うもの

とする。

(日課及び年間行事)

第24条 日課及び年間行事については別に定める。

(休日)

第25条 本園の休日は次のとおりとする。

(1) 日曜日及び12月29日より1月3日まで

(2) その他本園が必要と認める臨時休日

(欠席)

第26条 入所児が欠席する場合には、保護者は口頭又は文書で園長に届け出るものとする。

(休園)

第27条 入所児又は入所児の同居家族に伝染病の発生により、他の入所児に感染する恐れがあると園長が認めたときには休園を命じることができる。

(保護者との連絡)

第28条 本園は保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、園運営等について保護者の協力を得るものとする。

(健康管理)

第29条 園長は、常に入所児の健康に留意し、年2回以上の健康診断を実施しその結果を記録しておかなければならない。

2 職員の健康診断は年1回以上、調理員等給食関係者及び保育職員は毎月検便を実施するものとする。

(衛生管理)

第30条 本園は環境衛生の保持に心がけ、衛生知識の普及、伝達及び伝染性疾患の感染防止を行い、年1回の大掃除を行うものとする。

(苦情対応)

第31条 保護者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合本園は、速やかに事実関係を調査し、検討し、対応するものとする。

(秘密の保持)

第32条 保育園は、業務上知り得た入所児及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項について、入所児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書(情報提供同意書)により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、保育園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿するものとする。

2 職員は業務上知り得た入所児またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

第7章 災害対策

(防災管理・災害対策)

第33条 園長又は防火管理者は、非常その他急迫の事態に備え、取るべき措置について予め対策をたて、少なくとも毎月1回入所児及び職員の避難訓練を行うものとする。

附 則

この規定は平成 25 年 5 月 21 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規定は平成 28 年 10 月 24 日から施行する。